

四中だより

No. 3

令和2年（2020年）5月1日
枚方市立第四中学校
校長 鶴島 茂樹

本当の新年度スタートは・・・

準備はOKですか？

四中生のみなさん！元気ですか？！

長い休校で、生活のリズムが狂ったり、ストレスが溜まっている人も多いと思いますが、トンネルには必ず出口があります。

もちろん、事態の完全な収束にはまだまだ時間がかかるだろうし、これからも、自分と周りの人を守るための節度ある行動が求められることに変わりはありません。

しかし、まだ不確かですが、学校の再開は近づいていると思います。（5月1日現在では11日再開予定）新学年としての本当のスタート・・・先生たちも、その日を待ち望んでいます。

みなさん！いつ再開されても大丈夫なように準備はできていますか？もしも生活リズムが乱れているならば、今日からしっかりと整えてください。

制服や持ち物の準備も大丈夫ですか？頭髮など、学校生活のルールに外れていませんか？

これまでの毎日は、おそらくスマホ等が手放せなかったかもしれませんが、学校への持ち込みはもちろん禁止ですよ。

人間、いきなりスタートして走り出すのはむづかしいものです。その前の「助走」が大切です。しっかり「助走」して、心と体を学校生活に向けて整えましょう！！

さて、一応明日からGW・・・いくつかの祝日がありますが、そのなかの5月3日、何の祝日か、みなさんは知っていますか？

そう、憲法記念日です。世界に誇りうる日本の平和憲法が施行された記念日です。その平和憲法の根幹ともいべき前文と第9条について、みなさんにも改めて理解してもらいたいので、掲載しておきます。

<日本国憲法前文> Wikipedia より

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

<日本国憲法第9条>

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。 国の交戦権は、これを認めない。

